

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月22日
【発行者の名称】	株式会社オフィスバスターズ (OFFICEBUSTERS CORPORATION)
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 天野 太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号 (注)2025年10月1日から本店は下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所 東京都千代田区内神田一丁目1番7号
【電話番号】	(03)6262-3155(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役グループ・コーポレート本部長 藤本 匡彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社オフィスバスターズ https://www.officebusters.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	<ol style="list-style-type: none">1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期中	第22期中	第23期中	第21期	第22期
決算年月	自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日	自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日	自 2023年 1月 1日 至 2023年 12月31日	自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月31日
売上高 (千円)	8,366,619	9,478,510	10,819,676	16,286,561	18,389,729
経常利益 (千円)	417,950	809,042	867,921	752,389	1,132,396
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	267,238	503,879	560,344	503,537	735,889
中間包括利益又は包括利益 (千円)	267,238	503,879	564,389	503,537	735,889
純資産額 (千円)	3,876,805	4,711,244	5,507,644	4,113,104	4,943,255
総資産額 (千円)	6,239,517	7,399,815	8,612,328	6,581,361	8,097,681
1株当たり純資産額 (円)	2,402.43	2,919.69	3,413.37	2,548.91	3,063.51
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	165.66	312.35	347.35	312.14	456.17
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	305.86	340.14	305.66	446.70
自己資本比率 (%)	62.1	63.7	63.9	62.5	61.0
自己資本利益率 (%)	7.1	11.4	10.7	13.0	16.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	11.2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	768,565	784,424	842,746	1,161,854	1,176,200
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△103,215	△264,733	△236,395	△135,094	△592,314
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△58,753	△50,872	△30,415	△98,480	△81,108
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	2,700,425	3,652,441	4,261,553	3,021,956	3,686,257
従業員数 (人)	583	575	638	505	586
(外、平均臨時雇用者数)	(74)	(95)	(106)	(81)	(108)

- (注)1. 第21期中間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式はありますが、当社株式は非上場株式であるため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2023年12月13日にTOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2023年12期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第21期中間の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第22期中間、第22期及び第23期中間の株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートアルバイト)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
5. 第21期中間の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第21期の連結財務諸表及び第22期中間の中間連結財務諸表及び第22期の連結財務諸表及び第23期中間の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）で営む事業については重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）の関係会社の状況について、重要な変更はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメント名称	従業員数(人)
東日本セグメント	524(97)
西日本セグメント	114(9)
合計	638(106)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートアルバイト)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
502(79)	37.56	5.4	5,379

セグメントの名称	従業員数(人)
東日本セグメント	393(70)
西日本セグメント	109(9)
合計	502(79)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートアルバイト)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間（2025年1月1日～6月30日）におけるわが国経済は、ウクライナ・中東情勢等地政学的リスクに加え、中国経済の停滞長期化、米国の関税政策の影響など、引き続き不透明な状況となる中、諸資材の高騰、持続的な賃上げ等が経営の重要課題となっております。

このような状況のもと、当社グループでは世界的循環をリードするサーキュラー（循環）総合商社へのビジョンを掲げ、2025年から新たな3か年計画「BiCG STEP 2027」を策定し、前年に引き続き事業戦略、投資戦略などに一丸となって取り組みました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高10,819,676千円（前年同期比14.1%増）、営業利益は858,025千円（前年同期比6.7%増）、経常利益は867,921千円（前年同期比7.3%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は560,344千円（前年同期比11.2%増）となりました。セグメント別では、東日本セグメントは増収減益傾向、西日本セグメントは増収増益傾向となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

①東日本セグメント

関東エリアでは、リユース品販売事業、オフィスファシリティ事業、引揚事業、レンタル事業をワンストップで提供しております。リユース品販売事業では、主要商品である中古オフィス家具の拡充を図り、需給バランスに応じた細やかな単価設定を実施するとともに、高単価の会議用中古ブースや新品オフィス家具販売も拡大しました。また、既存店舗の移転や物流センターの拡充を実施し販売体制の強化を図りました。周辺事業のオフィスファシリティ事業、引揚事業、レンタル事業においては、従来の中小企業向けに加え、大企業向けの提案営業にも力を入れるとともに、新規顧客およびリピーター顧客の多様な働き方に対応するオフィス変化ニーズに合わせた提案実施や、同一顧客への複数商材やサービスの提案を強化し、サーキュラー総合商社として事業基盤の拡大に取り組んでおります。

東北エリア、中部エリアにおいても、営業人員の拡充による複合商材やサービスの提案強化を行い、従来のリユース品販売事業に加えて、オフィスファシリティ事業と引揚事業の拡大に努めました。

以上の結果、当中間連結会計期間におけるセグメント売上は8,236,621千円（前年同期比9.8%増）、セグメント利益は727,723千円（前年同期比0.0%減）となりました。

②西日本セグメント

関西エリアでは、店舗部隊と営業部隊の連携強化を図り、営業部隊による部署を横断した総合提案を促進し、販売・工事・引揚サービスの総合提案力の強化を行ったところ、新規顧客とリピーター顧客の両顧客に対する複合商材やサービスが促進されました。

九州エリアにおいては、従来のリユース品販売事業に加えてオフィスファシリティ事業や引揚事業を拡大した他、地場仕入の強化や案件紹介元とのリレーション強化に努めました。

以上の結果、当中間連結会計期間におけるセグメント売上は2,583,055千円（前年同期比30.8%増）、セグメント利益は150,952千円（前年同期比76.6%増）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末に比べ、575,295千円増加し4,261,553千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は842,746千円（前年同期比58,321千円増加）となりました。これは、主に税金等調整前中間純利益865,748千円、減価償却費の計上162,912千円、棚卸資産の減少額104,324千円、法人税等の支払額291,989千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は236,395千円（前年同期比28,338千円減少）となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出227,397千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は30,415千円（前年同期比20,457千円減少）となりました。これは、長期借入金の返済による支出30,415千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)	前年同期比(%)
東日本セグメント (千円)	8,236,621	109.8
西日本セグメント (千円)	2,583,055	130.8
合計 (千円)	10,819,676	114.1

(注)1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主な販売先については、総販売実績の100分の10以上の販売先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

また、株式会社東京証券取引所が運営をおこなっておりますTOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載します。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券㈱を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2017年11月1日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

〈J-Adviser 契約解除に関する条項〉

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限り)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日。

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなるのが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)。

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は6,624,199千円で、前連結会計年度末に比べ492,917千円増加しております。現金及び預金の増加574,735千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は1,988,128千円で、前連結会計年度末に比べ21,728千円増加しております。レンタル資産の増加89,481千円、敷金及び保証金の減少23,272千円、繰延税金資産の減少31,955千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は2,887,212千円で、前連結会計年度末に比べ34,905千円減少しております。支払手形の増加51,371千円、未払金の減少50,224千円、未払法人税等の減少18,495千円、契約負債の増加95,377千円、預り金の減少13,771千円、流動負債のその他の内未払費用の減少72,948千円、未払役員賞与の減少25,231千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は217,471千円で、前連結会計年度末に比べ14,837千円減少しております。長期借入金の減少16,740千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は5,507,644千円で、前連結会計年度末に比べ564,389千円増加しております。当中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純利益による増加560,344千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1)業績」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】

(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	1,585,800	1,614,200	1,614,200	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,200,000	1,585,800	1,614,200	1,614,200	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

区分	中間連結会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	40,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,004(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年12月26日 至 2032年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,004 資本組入額 1,002(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株です。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の目的である株式1株あたりの払込価額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、2,004円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、普通株式以外の種類の株式の取得請求権の行使もしくは当該株式の取得条項の発動に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後調整前 行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行 1株あたり 株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付がなされることとなる新株予約権または普通株式以外の種類の株式が発行される場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、2023年12月期から2027年12月期の事業年度において、当社の連結経常利益が一度でも1,500百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとします。なお、上記の連結経常利益の判定においては、当社の発行情報または有価証券報告書に記載された連結損益計算書における連結経常利益の数値を用いるものとし、当該連結損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前連結経常利益をもって判定するものとします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (2) 新株予約権者は、当社普通株式がプライム市場、スタンダード市場またはグロース市場のいずれかの金融商品取引所に上場された場合にものみ本新株予約権を行使することができるものとします。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。
- (5) 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合、下記(4)における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとします。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、下記(6)に基づき再編対象会社の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げません。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (4) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の

到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではありません。

- (5) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. (1)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができます。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではありません。
 - (6) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1. に準じて決定します。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとします。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (1)に準じて決定します。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記4. (1)に準じて決定します。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記⑤に準じて決定します。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。
6. 当社代表取締役会長である天野太郎は、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、2022年12月6日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年12月12日付でコタエル信託株式会社を受託者として時価発行新株予約権信託(以下「本信託」という)を設定しており、当社は本信託の受託者に対して、会社法に基づき2022年12月26日に第1回新株予約権を発行しております。本信託は、当社グループの現役職員及び将来採用された役職員等に対して、将来の功績に応じて、コタエル信託株式会社に付与した第1回新株予約権40,000個(1個あたり1株相当)を段階的に分配するものです。第1回新株予約権の分配を受けた者は、第1回新株予約権発行要綱の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託の概要は以下の通りです。なお、2023年5月1日付で株式分割(1株につき2株の割合)を行ったため、本発行情報作成時点において1個あたり2株相当となっております。

信託の名称	時価発行新株予約権信託
委託者	天野太郎
受託者	コタエル信託株式会社
信託契約日	2022年12月12日
信託財産	第1回新株予約権 40,000個
信託の目的	受託者は、受益者指定日まで信託財産である新株予約権（及び金銭）を管理し、受益者指定日に受益者が確定し次第、これを受益者に交付する
受益者	受益者指定日において当社役職員等の中から、当社が別途定める交付ガイドラインに従い指定されたものが受益者となる。なお、委託者及びその親族並びにこれらの者を実質的支配者とする法人や組合は含まない。
受益者指定日	受益者指定日とは、新株予約権の交付対象者が決定される日をいい、本信託においては2023年3月末以降毎年3月末、6月末、9月末及び12月末とされる。但し、ロックアップ期間中は当社役職員等を受益者として指定しない。
評価委員会	<p>受益候補者に対するインセンティブパッケージの付与、本評価、受益者指定日における受益者指定、並びに交付ガイドラインの改訂に関する意思決定機関をいう。</p> <p>評価委員会は、当社の管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成され、多数決により決定されるものとする（念のため、委託者は参加することができない。また、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできない。）。なお、評価委員会が組織されるまでの間は、委託者、代表取締役及び人事担当取締役以外の取締役又は人事担当の役職者以外の役職者によって、評価委員会の権限を代行し、追認を得るものとする。この場合であっても、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとする。</p>

7. 信託型ストックオプションに対する課税について

2023年5月30日に、国税庁が公表した「ストックオプションに対する課税（Q&A）」の中で、国税庁は、従業員等が信託型ストックオプションの権利を行使して株式を取得した時点で、会社からの実質的な給与とみなされるとの見解（以下、「国税庁の見解」）を公表し、過去に権利行使済みの信託型ストックオプションについて、会社側に源泉所得税の支払いを求めました。当社では本発行情報作成時において受益者に指定された者はおらず権利行使済みの信託型ストックオプションがないため、従業員等に対する補填や代替的な給与の支給及びこれらに付随する費用等は発生いたしません。また今後についても当社業績への影響はございません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年 5月 1日(注)	807,100	1,614,200	—	74,950	—	25,050

(注)2023年3月14日開催の取締役会決議により、2023年5月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
天野 太郎	東京都港区	729,300	45.21
株式会社テンポスホールディングス	東京都大田区東蒲田2丁目30-17	450,000	27.89
株式会社アトライ	東京都港区台場1丁目1-2-707	150,200	9.31
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麴町五丁目1番地1	60,000	3.72
熊谷 正慶	千葉県柏市	52,000	3.22
大森 潮見	東京都大田区	40,000	2.48
オフィスバスターズ従業員持株会	東京都中央区日本橋室町1-5-3	22,400	1.39
岡田 克毅	東京都港区	11,000	0.68
南崎 泰臣	東京都世田谷区	8,800	0.55
藤本 匡彦	東京都世田谷区	7,600	0.47
計	—	1,531,300	94.92

※ 株式会社アトライは代表取締役会長天野太郎の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,613,200	16,132	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,614,200	-	-
総株主の議決権	-	16,132	-

② 【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社オフィスバスターズ	東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号	1,000	-	1,000	0.06
計	-	1,000	-	1,000	0.06

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任大和監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,687,217	4,261,953
受取手形	35,949	66,410
売掛金	1,579,605	1,587,144
商品	365,724	353,223
仕掛品	256,408	166,203
その他	208,631	191,303
貸倒引当金	△2,254	△2,039
流動資産合計	6,131,281	6,624,199
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	275,559	267,452
レンタル資産(純額)	442,093	531,574
工具、器具及び備品(純額)	66,780	59,002
土地	112,281	112,281
その他(純額)	5,952	6,798
有形固定資産合計	902,667	977,110
無形固定資産		
のれん	38,620	38,620
ソフトウェア	62,766	61,662
その他	34,721	19,675
無形固定資産合計	136,108	119,957
投資その他の資産		
投資有価証券	122,084	128,272
関係会社株式	12,092	12,092
長期貸付金	4,392	1,464
敷金及び保証金	351,537	328,265
繰延税金資産	149,620	117,664
その他	287,897	303,302
投資その他の資産合計	927,623	891,060
固定資産合計	1,966,399	1,988,128
資産合計	8,097,681	8,612,328

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	125,297	176,669
買掛金	1,060,073	1,071,025
短期借入金	60,000	60,000
1年内返済予定の長期借入金	54,033	40,358
未払金	214,680	164,456
未払法人税等	289,830	271,334
未払消費税等	127,390	128,809
預り金	114,061	100,290
契約負債	436,519	531,896
賞与引当金	82,059	91,096
その他	358,171	251,275
流動負債合計	2,922,117	2,887,212
固定負債		
長期借入金	50,315	33,575
資産除去債務	141,228	145,326
繰延税金負債	13,446	13,929
退職給付に係る負債	15,564	16,622
その他	11,753	8,017
固定負債合計	232,308	217,471
負債合計	3,154,426	3,104,683
純資産の部		
株主資本		
資本金	74,950	74,950
資本剰余金	57,150	57,150
利益剰余金	4,810,855	5,371,199
自己株式	△900	△900
株主資本合計	4,942,055	5,502,399
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	—	4,044
その他の包括利益累計額合計	—	4,044
新株予約権	1,200	1,200
純資産合計	4,943,255	5,507,644
負債純資産合計	8,097,681	8,612,328

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
売上高	9,478,510	10,819,676
売上原価	5,709,173	6,621,194
売上総利益	3,769,336	4,198,482
販売費及び一般管理費	※2,964,904	※3,340,457
営業利益	804,431	858,025
営業外収益		
受取利息	295	2,103
為替差益	1,279	—
報奨金収入	476	—
税還付金	1,319	—
販売奨励金収入	—	3,691
その他	2,388	7,439
営業外収益合計	5,758	13,234
営業外費用		
支払利息	591	1,252
為替差損	—	1,236
債権債務調整損	487	—
その他	68	848
営業外費用合計	1,147	3,337
経常利益	809,042	867,921
特別損失		
減損損失	24,790	—
固定資産除却損	—	2,173
特別損失合計	24,790	2,173
税金等調整前中間純利益	784,251	865,748
法人税、住民税及び事業税	298,142	275,047
法人税等調整額	△17,770	30,355
法人税等合計	280,372	305,403
中間純利益	503,879	560,344
親会社株主に帰属する中間純利益	503,879	560,344

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
中間純利益	503,879	560,344
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	—	4,044
その他の包括利益合計	—	4,044
中間包括利益	503,879	564,389
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	503,879	564,389

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	784,251	865,748
減価償却費	147,800	162,912
減損損失	24,790	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	101	△214
賞与引当金の増減額(△は減少)	4,416	9,036
受取利息及び受取配当金	△295	△2,103
支払利息	591	1,252
為替差損益(△は益)	△926	640
有形固定資産除却損	0	2,173
売上債権の増減額(△は増加)	△179,718	△38,000
棚卸資産の増減額(△は増加)	51,261	104,324
仕入債務の増減額(△は減少)	55,531	57,328
未払金の増減額(△は減少)	△22,531	△36,155
未払消費税等の増減額(△は減少)	14,269	12,594
預り金の増減額(△は減少)	△12,243	△14,134
契約負債の増減額(△は減少)	58,008	95,377
レンタル資産の売却による原価振替高	26,253	7,730
その他	16,919	△94,571
小計	968,481	1,133,940
利息及び配当金の受取額	240	2,048
利息の支払額	△591	△1,252
法人税等の支払額	△183,704	△291,989
営業活動によるキャッシュ・フロー	784,424	842,746
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	—	△520
定期預金の解約による収入	—	1,080
有形固定資産の取得による支出	△239,509	△227,397
有形固定資産の売却による収入	2,289	1,758
無形固定資産の取得による支出	△2,615	△3,917
短期貸付金による支出	△3,000	—
長期貸付金の回収による収入	2,928	4,638
敷金及び保証金の差入れによる支出	△219	△5,693
敷金及び保証金の返却による収入	99	11,773
その他	△24,705	△18,117
投資活動によるキャッシュ・フロー	△264,733	△236,395
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△50,872	△30,415
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,872	△30,415
現金及び現金同等物に係る換算差額	926	△640
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	469,746	575,295
現金及び現金同等物の期首残高	3,021,956	3,686,257
非連結子会社の連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	160,738	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,652,441	※ 4,261,553

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

一部の連結子会社の税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
給料手当	1,278,231千円	1,489,692千円
賞与	165,956	185,514
賞与引当金繰入	77,926	91,285
退職給付費用	18,861	4,568
貸倒引当金繰入	101	△214

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
現金及び預金勘定	3,652,441千円	4,261,953千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	△400
現金及び現金同等物	3,652,441	4,261,553

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

エリアセグメント別

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	合計
一時点で移転される財	6,532,370	1,975,036	8,507,407
一定の期間にわたり移転される財	971,102	-	971,102
顧客との契約から生じる収益	7,503,473	1,975,036	9,478,510
外部顧客への売上高	7,503,473	1,975,036	9,478,510

事業セグメント別

(単位:千円)

	事業セグメント					合計
	リユース品 販売事業 (※一部新 品販売を含 む)	オフィスフ ァシリテイ 事業 (※一 部商品販売 を除く)	引揚サービ ス事業	レンタル事 業	その他	
一時点で移転される財	4,555,566	1,893,562	2,058,277	—	—	8,507,407
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	825,347	145,754	971,102
顧客との契約から生じる収益	4,555,566	1,893,562	2,058,277	825,347	145,754	9,478,510
外部顧客への売上高	4,555,566	1,893,562	2,058,277	825,347	145,754	9,478,510

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

エリアセグメント別

(単位:千円)

	東日本セグメント	西日本セグメント	合計
一時点で移転される財	7,074,094	2,583,055	9,657,149
一定の期間にわたり移転される財	1,162,527	—	1,162,527
顧客との契約から生じる収益	8,236,621	2,583,055	10,819,676
外部顧客への売上高	8,236,621	2,583,055	10,819,676

事業セグメント別

(単位:千円)

	事業セグメント					合計
	リユース品 販売事業 (※一部新 品販売を含 む)	オフィスフ ァシリテイ 事業 (※一 部商品販売 を除く)	引揚サービ ス事業	レンタル事 業	その他	
一時点で移転される財	5,421,733	1,947,402	2,288,013	—	—	9,657,149
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	979,948	182,578	1,162,527
顧客との契約から生じる収益	5,421,733	1,947,402	2,288,013	979,948	182,578	10,819,676
外部顧客への売上高	5,421,733	1,947,402	2,288,013	979,948	182,578	10,819,676

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループはリユース品販売サービス、オフィスファシリティサービス、引揚サービス及びレンタルサービスを国内各地域において行っており、各拠点において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「東日本セグメント」「西日本セグメント」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額(注)1	中間連結財務諸表 計上額
	東日本セグメント	西日本セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,503,473	1,975,036	9,478,510	—	9,478,510
計	7,503,473	1,975,036	9,478,510	—	9,478,510
セグメント利益	727,942	85,500	813,443	△9,012	804,431
セグメント資産	4,439,383	892,565	5,331,948	2,067,866	7,399,815
その他の項目					
減価償却費	136,978	10,403	147,382	—	147,382

(注)1. 調整額の内容は以下の通りです。

(1)セグメント利益の調整額△9,012千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その内容は、報告セグメントに帰属しない主に本社管理部門に係る費用であります。

(2)セグメント資産の調整額2,067,866千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産の内容は親会社の余剰資金運用(現金及び預金)及び主に管理部門に関わる資産等であります。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	中間連結財務諸表 計上額
	東日本セグメント	西日本セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,236,621	2,583,055	10,819,676	—	10,819,676
計	8,236,621	2,583,055	10,819,676	—	10,819,676
セグメント利益	727,723	150,952	878,676	△20,651	858,025
セグメント資産	4,982,330	1,146,466	6,128,797	2,483,530	8,612,328
その他の項目					
減価償却費	150,027	12,884	162,912	—	162,912

(注)1. 調整額の内容は以下の通りです。

- (1)セグメント利益の調整額△20,651千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その内容は、報告セグメントに帰属しない主に本社管理部門に係る費用であります。
- (2)セグメント資産の調整額2,483,530千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産の内容は親会社の余剰資金運用(現金及び預金)及び主に管理部門に関わる資産等であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

東日本セグメントでは店舗閉鎖に伴い減損損失16,281千円を、西日本セグメントでは店舗閉鎖に伴い減損損失8,509千円を計上しました。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
(1)1株当たり中間純利益	312円35銭	347円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	503,879	560,344
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	503,879	560,344
普通株式の期中平均株式数(株)	1,613,200	1,613,200
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益	305円86銭	340円14銭
(算定上の基礎)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	34,194	34,194
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月19日

株式会社オフィスバスターズ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田真一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桑原桂子
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オフィスバスターズの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オフィスバスターズ及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明のための基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上